

特定事業所集中減算の流れ

特定事業所集中減算チェック用紙（様式1）の作成

すべての居宅介護支援事業所は、毎年度2回、判定期間に作成された居宅サービス計画について、特定事業所集中減算の要件に該当するかどうかの計算を行う必要があります。内訳計算書（参考様式③）などを参考にしながらチェック用紙（様式1）を作成し、算定結果が80%を超えているか否かの確認を行ってください。

【対象サービス】訪問介護、通所介護（地域密着型通所介護を含む）、福祉用具貸与

【前期】判定期間・・・3月1日から同年8月末日 報告期間・・・9月1日から9月15日（必着）

【後期】判定期間・・・9月1日から翌年2月末日 報告期限・・・3月1日から3月15日（必着）

対象サービスごとの算定結果が、いずれも80%を超えない

はい

いいえ

【減算なし（80%以下）】※3

報告期限までにチェック用紙（様式1）を徳島市へ提出※2してください。

80%越えた理由が「正当な理由①～③※1」に該当する

- ①通常の事業の実施地域にあるサービス事業所が5事業所未満
- ②1月あたりの計画数が平均20件以下
- ③1月当たりの各サービスを位置づけた計画数が平均10件以下

はい

いいえ

報告期限までにチェック用紙（様式1）を徳島市へ提出※2してください。

80%越えた理由が「正当な理由④※1」に該当する

- ④サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者に集中していると認められる

はい

いいえ

報告期限までにチェック用紙（様式1・様式2）、一覧表（参考様式①）、理由書（参考様式②）の写しを徳島市へ提出※2してください。

報告期限までにチェック用紙（様式1）を徳島市へ提出※2してください。

市で行う書類審査の結果

認める

認められない

【減算なし（80%を超えているが、正当な理由があると認められる）】※3

算定に関連する資料は事業所内で5年間保存してください。

【減算あり（80%を超えており、正当な理由がない）】

以下の期間、減算請求を行っていただきます。

【減算適用期間】前期：10月～3月／後期：4月～9月
算定に関連する資料は事業所内で5年間保存してください。

※1 正当な理由に該当するかどうかは、提出された書類の内容を基に本市において書類審査を行い、個別に判断を行います。詳細は「徳島市における特定事業所集中減算の正当な理由の範囲について」をご確認ください。

※2 特定事業所集中減算「なし」→「あり」または、「あり」→「なし」となる場合は、加算の変更届（「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」、「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」）の提出が必要です。加算の内容に変更がない場合は、提出する必要はありません。

※3 「減算なし」となった場合であっても、算定結果に疑義が生じた場合は、遡って減算が適用となり、報酬の返還が発生することもありますのでご注意ください。